

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学形式）学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

（目的）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学）

（年度事業計画）（令和4年度）

第5条

年度事業計画は次のとおりとする

区分	実施期間	原則として2か月以内	募集定員
（ 第 1 回 ）	令和4年4月6日	～ 令和4年6月4日	20名
（ 第 2 回 ）	令和4年4月13日	～ 令和4年6月11日	20名
（ 第 3 回 ）	令和4年4月20日	～ 令和4年6月18日	20名
（ 第 4 回 ）	令和4年4月27日	～ 令和4年6月25日	20名
（ 第 5 回 ）	令和4年5月4日	～ 令和4年7月2日	20名
（ 第 6 回 ）	令和4年5月11日	～ 令和4年7月9日	20名
（ 第 7 回 ）	令和4年5月18日	～ 令和4年7月16日	20名
（ 第 8 回 ）	令和4年5月25日	～ 令和4年7月23日	20名
（ 第 9 回 ）	令和4年6月1日	～ 令和4年7月30日	20名
（ 第 10 回 ）	令和4年6月8日	～ 令和4年8月6日	20名
（ 第 11 回 ）	令和4年6月15日	～ 令和4年8月13日	20名
（ 第 12 回 ）	令和4年6月22日	～ 令和4年8月20日	20名
（ 第 13 回 ）	令和4年6月29日	～ 令和4年8月27日	20名
（ 第 14 回 ）	令和4年7月6日	～ 令和4年9月4日	20名
（ 第 15 回 ）	令和4年7月13日	～ 令和4年9月11日	20名
（ 第 16 回 ）	令和4年7月20日	～ 令和4年9月18日	20名
（ 第 17 回 ）	令和4年7月27日	～ 令和4年9月25日	20名
（ 第 18 回 ）	令和4年8月3日	～ 令和4年10月1日	20名
（ 第 19 回 ）	令和4年8月10日	～ 令和4年10月8日	20名
（ 第 20 回 ）	令和4年8月17日	～ 令和4年10月15日	20名
（ 第 21 回 ）	令和4年8月24日	～ 令和4年10月22日	20名

(第 22 回)	令和 4 年 8 月 31 日	～	令和 4 年 10 月 29 日	20 名
(第 23 回)	令和 4 年 9 月 7 日	～	令和 4 年 11 月 5 日	20 名
(第 24 回)	令和 4 年 9 月 14 日	～	令和 4 年 11 月 12 日	20 名
(第 25 回)	令和 4 年 9 月 21 日	～	令和 4 年 11 月 19 日	20 名
(第 26 回)	令和 4 年 9 月 28 日	～	令和 4 年 11 月 26 日	20 名
(第 27 回)	令和 4 年 10 月 5 日	～	令和 4 年 12 月 3 日	20 名
(第 28 回)	令和 4 年 10 月 12 日	～	令和 4 年 12 月 10 日	20 名
(第 29 回)	令和 4 年 10 月 19 日	～	令和 4 年 12 月 17 日	20 名
(第 30 回)	令和 4 年 10 月 26 日	～	令和 4 年 12 月 24 日	20 名
(第 31 回)	令和 4 年 11 月 2 日	～	令和 4 年 12 月 31 日	20 名
(第 32 回)	令和 4 年 11 月 9 日	～	令和 5 年 1 月 7 日	20 名
(第 33 回)	令和 4 年 11 月 16 日	～	令和 5 年 1 月 14 日	20 名
(第 34 回)	令和 4 年 11 月 23 日	～	令和 5 年 1 月 21 日	20 名
(第 35 回)	令和 4 年 11 月 30 日	～	令和 5 年 1 月 28 日	20 名
(第 36 回)	令和 4 年 12 月 7 日	～	令和 5 年 2 月 5 日	20 名
(第 37 回)	令和 4 年 12 月 14 日	～	令和 5 年 2 月 12 日	20 名
(第 38 回)	令和 4 年 12 月 21 日	～	令和 5 年 2 月 19 日	20 名
(第 39 回)	令和 4 年 12 月 28 日	～	令和 5 年 2 月 26 日	20 名
(第 40 回)	令和 5 年 1 月 4 日	～	令和 5 年 3 月 2 日	20 名
(第 41 回)	令和 5 年 1 月 11 日	～	令和 5 年 3 月 9 日	20 名
(第 42 回)	令和 5 年 1 月 18 日	～	令和 5 年 3 月 16 日	20 名
(第 43 回)	令和 5 年 1 月 25 日	～	令和 5 年 3 月 23 日	20 名
(第 44 回)	令和 5 年 2 月 1 日	～	令和 5 年 3 月 30 日	20 名
(第 45 回)	令和 5 年 2 月 8 日	～	令和 5 年 4 月 6 日	20 名
(第 46 回)	令和 5 年 2 月 15 日	～	令和 5 年 4 月 13 日	20 名
(第 47 回)	令和 5 年 2 月 22 日	～	令和 5 年 4 月 20 日	20 名
(第 48 回)	令和 5 年 3 月 1 日	～	令和 5 年 4 月 29 日	20 名
(第 49 回)	令和 5 年 3 月 8 日	～	令和 5 年 5 月 6 日	20 名
(第 50 回)	令和 5 年 3 月 15 日	～	令和 4 年 5 月 13 日	20 名
(第 51 回)	令和 5 年 3 月 22 日	～	令和 4 年 5 月 20 日	20 名
(第 52 回)	令和 5 年 3 月 29 日	～	令和 4 年 5 月 27 日	20 名

合計 1040 名

(受講対象者)

第 6 条 受講対象者は次のものとする

- 1 関東圏または関東近郊在住、在勤で通学可能なもの
- 2 株式会社土屋の職員で、研修を必要とするもの

(研修参加費用)

第 7 条 研修参加費用は次のとおりとする (金額はすべて税込み)

- 1 受講料 30,000 円 (内訳は受講料 29,300 円、テキスト代 700 円)
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

(使用教材)

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト(第三号研修) 全国自立生活センター協議会
その他講師が必要に応じて教材を作成し配布する

(研修カリキュラム)

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第9条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第10条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第11条 実習は別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

(募集手続)

第12条 募集手続は次のとおりとする。

- 1 専用申込窓口の college@care-tsuchiya.com または電話(050-3138-2024) またはホームページにて申込む。必要事項内容は college@care-tsuchiya.com に送信する。定員に達した時点で申込受付は終了する。
- 2 受講の決定は審査の上、受講決定をメールまたは電話にて受講生に通知する。
- 3 受講が決定した受講生は、期日までに受講料を納入する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第14条

修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上(100点を満点とする)のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

(実習の受講に関する取扱い)

第15条

2日目までの受講態度によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、3日目の実習を受けることができる。

(不適切と判断された場合の取扱い)

第16条

1日目の課題の回答内容、2日目の講義と演習に対する取組みの姿勢等の状況により、講師が重度訪問

介護従業者として不適切と判断した場合、本人に不適切な旨を理由と共に伝え、3日目の実習を受けられない旨を理解いただいた上、受講を取り消す。

(研修欠席者の扱い)

第17条

理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第18条

修了評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者や、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、5,500円(1科目、税込)を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

第19条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。
- 5 東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱7に規定する重度訪問介護従業者養成研修統合課程の履修期間内に修了しなかった者。

(修了証明書の交付)

第20条

修了を認定されたものには、当法人において東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱8に規定する修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第21条 修了者管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- 2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。ただし、再発行にかかる受講料については、一律1,100円(税込)を受講者の負担とする。

(研修事業執行担当部署)

第22条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部の土屋ケアカレッジにて執行する。

(その他留意事項)

第23条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

- ①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示

⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口

電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

5 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

6 修了証の代表者印については、代表者印の印影を印字したものを修了証に印字しても差し支えないものとする。

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和4年3月21日から施行する。

別記第1号の4様式

研修カリキュラム表（重度訪問介護従業者養成研修 統合課程 通学）

事業者名 株式会社土屋

講 義（11時間）		講 義（11時間）	
重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	同左	2
基礎的な介護技術に関する講義	1	同左	1
コミュニケーションの技術に関する講義	2	同左	2
喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①※	3	同左	3
経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②※	3	同左	3
追加カリキュラム			
演 習（1時間）		演 習（4.5時間）	
喀痰吸引等に関する演習※	1	同左	1
追加カリキュラム		基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する演習	2
		外出時の介護技術に関する演習	1.5
実 習（8.5時間）		実 習（5時間）	
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	同左	1
外出時の介護技術に関する実習	2	同左	0.5
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	同左	3.5
追加カリキュラム			
計 20.5 時間		計 20.5 時間	

（注）カリキュラム名の後ろに※がある科目は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則

第4条及び第13条に係る別表第3第1号に定める基本研修に相当する研修課程とする。

令和4年4月11日現在

事業者名: 株式会社 土屋

担当科目	講師名	履歴の提出状況 1提出済・2今回提出 (1か2を記載する)
重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	大山敏之	1
	吉田政弘	1
	宮本武尊	1
	吉岡理恵	1
	伊藤辰也	1
	石井政充	1
基礎的な介護技術に関する講義	山根健	2
	大山敏之	1
	吉田政弘	1
	宮本武尊	1
	吉岡理恵	1
	伊藤辰也	1
コミュニケーションの技術に関する講義	石井政充	1
	山根健	2
	大山敏之	1
	吉田政弘	1
	宮本武尊	1
	吉岡理恵	1
喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	伊藤辰也	1
	石井政充	1
	山根健	2
	榎本慎也	1
	鈴木友子	1
	梅田恵里香	1
経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	室津瞳	1
	齋藤みさを	1
	成瀬絵梨	1
	長谷川信子	1
	榎本慎也	1
	鈴木友子	1
喀痰吸引等に関する演習	梅田恵里香	1
	室津瞳	1
	齋藤みさを	1
	成瀬絵梨	1
	長谷川信子	1
	榎本慎也	1
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する演習	坂本友志	1
	笹嶋裕一	1
	秦明雄	1
	小川力信	1
	山根健	1
	伊藤辰也	1
外出時の介護技術に関する演習	石井政充	1
	坂本友志	1
	笹嶋裕一	1
	秦明雄	1
	小川力信	1
	山根健	1

※ 履歴の提出状況の「1提出済」とは、講師名が記載されている当該の科目について履歴が提出済みの場合であり、既にいくつかの科目を担当している講師が、新しく別の科目を担当することになった場合、新しい科目についてのみ「2今回提出」となります。

別記第1号の15様式

実習施設一覧（重度訪問介護従業者養成研修 統合課程 通学）

令和4年1月22日現在

事業者名：株式会社土屋

1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

	施設名	所在地	施設種別	承諾人数（人）	承諾期間
1	ホームケア土屋関東	東京都板橋区高島平9丁目3-8ロイヤル大和401号室	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
2	ホームケア土屋大宮	埼玉県さいたま市高鼻町1丁目49明和マンション701	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
3	ホームケア土屋習志野	千葉県習志野市津田沼3丁目21-16市橋ビル1階	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
4	ホームケア土屋かながわ	神奈川県相模原市南区相模大野3丁目19-13アーベイン相模602号	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
5	土屋ケアカレッジ関東	東京都武蔵野市中町2丁目6-5アルファ武蔵野Ⅱ-306号室	当事者参加の上で実習可能な設備のある場所における実習	20	令和4年4月～令和5年5月
合 計				1040	

2 外出時の介護技術に関する実習

	施設名	所在地	施設種別	承諾人数（人）	承諾期間
1	ホームケア土屋関東	東京都板橋区高島平9丁目3-8ロイヤル大和401号室	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
2	ホームケア土屋大宮	埼玉県さいたま市高鼻町1丁目49明和マンション701	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
3	ホームケア土屋習志野	千葉県習志野市津田沼3丁目21-16市橋ビル1階	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
4	ホームケア土屋かながわ	神奈川県相模原市南区相模大野3丁目19-13アーベイン相模602号	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
5	土屋ケアカレッジ関東	東京都武蔵野市中町2丁目6-5アルファ武蔵野Ⅱ-306号室	当事者参加の上で実習可能な設備のある場所における実習	20	令和4年4月～令和5年5月
合 計				1040	

3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習

	施設名	所在地	施設種別	承諾人数（人）	承諾期間
1	ホームケア土屋関東	東京都板橋区高島平9丁目3-8ロイヤル大和401号室	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
2	ホームケア土屋大宮	埼玉県さいたま市高鼻町1丁目49明和マンション701	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
3	ホームケア土屋習志野	千葉県習志野市津田沼3丁目21-16市橋ビル1階	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月

4	ホームケア土屋かながわ	神奈川県相模原市南区相模大野3丁目19-13アーベイン相模602号	重度訪問介護事業所	20	令和4年4月～令和5年5月
5	土屋ケアカレッジ関東	東京都武蔵野市中町2丁目6-5アルファ武蔵野Ⅱ-306号室	当事者参加の上で実習可能な設備のある場所における実習	20	令和4年4月～令和5年5月
合 計				1040	

自宅を実習先として行う場合、利用者 1

名につき、受講生1名とする